

# みかさやまの月

——『新勅撰和歌集』賀部をめぐって——

“Mikasayama no tsuki”

——A study of “Shinchokusenshū”——

鈴木徳男のりお

## はじめに

いわゆる貞永期の歌壇について、『新勅撰和歌集』（『新勅撰集』と略称する、他の勅撰集なども同様）賀部の検討を通して、その一側面を論及しようと試みるのが小稿である。その過程で「みかさやまの月」を詠み込んだ和歌を問題として取り挙げることにする。

『新勅撰集』の成立をまとめると次のように整理されると思われる。便宜として、『和歌文学辞典』（有吉保編）の当該項目から一部分を引用する。

撰集企画の発端は、寛喜二1230年七月五日に関白道家が定家に勅撰集編纂の件について下問した時点にあるが、寛喜二、三年の大飢饉などのために撰集は延期され、貞永元1233年六月一三日に「古へ今の歌撰比進良之女与」（明月記）という後堀河天皇の勅命が定家に下り、撰集の業が開始された。後堀河天皇の讓位二日前

みかさやまの月

に当たる貞永元年一〇月二日、定家は仮名序代並びに目録を奉り、下命者在位中に形式的奏覧を終えて編纂上の体裁を整え、天福二1234年六月三日、未定稿ながら一四九八首を収めた自筆浄書本を仮奏覧した。同年八月六日下命者後堀河院が崩御、落胆した定家はその翌朝手許に留めた草案を焼却したが、その後、道家は故上皇の許にあった仮奏覧本を尋ね出して定家に完成を依頼、道家・教実父子立ち会いのもとに、鎌倉幕府に対する政治的配慮から後鳥羽・順徳両院はじめ承久の乱に関係のあった人々の歌を一〇〇首ほど除棄した。これ以降、浄書のために藤原行能の許に届けられる文暦二1235年二月四日までの約三箇月間、草稿本は定家の手許に預けられ、その間にも若干の切継が行われたらしい。文暦二年三月一二日に浄書完成、撰集下命から二年九箇月後に実質的完了をみた。

以上のような『新勅撰集』の成立には、承久の乱後の複雑な政治状況や歌壇事情が背景に考えられ、また撰者定家自身の個性や撰集方針

等も看過できないが、関白道家の動向が注意される。『新勅撰集』の特質のひとつとして、撰集事業に実質的に関わっている道家の存在があるように思われる。

さて、みかさ山は『能因歌枕』、『和歌初学抄』、『五代集歌枕』、『八雲御抄』などの歌学書によれば大和の歌枕である。例えば『八雲御抄』の注記に「かさの山とも。ふるさとの。おほきみの——。鳥。日。月。時雨。紅葉。花。」とある。「三笠山」「御笠山」「御蓋山」などと表記される。場所はどこかというところ、<sup>注2</sup>『頭注密勘』で定家は次のように説明している。

かすがなる三笠の山とは、大和國春日山に御笠山とて、ひきくだりてちひさき山にかすがの社おはします。御笠のもりともよめり。かすがのもりのふもとにあり。さればかすがなる御かさの山とよめり。春日の山は惣名也。御笠山は別也。

つまり、藤原氏の氏神である春日神社のある山で、春日山のふもとの小さい山を指している。

—

『新勅撰集』の賀部の構成全体について、まず概観してみる。賀部は巻第七に納められており、国歌大観番号で数えると、四四三歌から四九三歌までに当たると、巻頭は道家（四四三）と教実（四四四）の父子で、詞書にも示されるように貞永元年六月の中宮和歌会での詠作である。次の二首は寛治八年八月高陽院家歌合での周防内侍（四四五）

および行家（四四六）の作である。高陽院は師実邸のことで師実の主催する歌合が作歌の場である。この二首が巻頭の二首と密接に関連していることは、詠歌内容を具体的に検討して後述する。次は、『莊子』の故事をふまえ「やちよへむきみ」を詠む兼実（四四七）と「ちよのきみがよはひ」を詠む重家（四四八）の両首で、兼実（道家の祖父）の主催する百首歌での作である。この家百首は九条家歴代の伝統的行事となり、貞永元年完成の『洞院撰政家百首』に継承されている。<sup>注3</sup>

四四九歌は、「堀河院御時、竹不改色といへる心をよませたまうけるに」という詞書をもつ忠実詠、表現上では前歌の「きみがよはひ」を受けて御世の長久を詠じている。四五〇歌は、長能詠「きみが世のちとせのまつのふかみどりさはがぬみづにかげは見えつゝ」で、長保五年の道長家の歌合における作、「水辺松」が題、素材は前歌の竹から松に移っている。松を君にたとえ、臣を「さはがぬ水」にたとえて君臣合体する様を詠んだ、あるいは「さはがぬ水」は浪風のたたない静謐な世を祝う心を詠んだと評されている。<sup>注4</sup>さらに「春日の原のひめこまつ」を素材に詠む実方詠（四五二）、「かはたけ」を詠む元輔詠（四五二）、「くれたけ」を詠む兼輔詠（四五三）と続く。実方詠は藤原氏の繁栄を祈る心を詠んでいると思われ、『古今集』中の「春日野に若菜つみつつ万代をいはふ心は神ぞ知るらむ」（三五七、素性法師、藤原定国の四十賀の屏風に書きつけた歌）を本歌とする。元輔詠は師輔の五十賀屏風で、師輔の長寿を祝う心を詠んでいる。兼輔詠は斎宮（宇多天皇皇女柔子内親王）の長寿を祝う歌であり、『大和物語』にみえる。<sup>注6</sup>次に裳着と袴着の詠が二首続く。醍醐天皇皇女康子内親王の長

寿を祝う公忠詠（四五四）、村上天皇の御子の長寿を松の繁茂にそえて祝う朝忠詠（四五五）である。以上十三首で一応一区切りの歌群とみることができる。素材、趣向、作歌事情など様々な要素による関連性をもって順次配列されており、ほぼ二首ずつを単位として構成されている。またこの歌群に限ったことではないが目立つ傾向として、巻頭歌をはじめ、作者、作歌の場などに撰閲家に関するものが多く、また、賀の対象となる人物の長寿を慶祝する内容の作が大半であり、構成上の配慮が看取される。

賀部の十四首目の歌（四五六）はよみ人知らずである。この作から四六一歌まで年代順に作品が並ぶ。顕基詠（四五七）は長元六年（一〇三三）頼通主催の子日の宴での作、素材は子日の「松」。経宗詠（四五八）は永治二年（一一四二）忠通家での作、「松契千年」を題とする。長方詠（四五九）は後白河院の時の八十島祭での作、磯辺の松を詠み込む『長方集』<sup>注9</sup>では詞書に「紀伊二位、八十島詣に住吉にて、人々よみしに」とある。兼光詠（四六〇）は仁安三年（一一六八）基房家での作で題は「対松争齡」。良平（兼実男）詠（四六一）は建仁三年（一一〇三）の作で、「松有春色」という題である。以上は年代順であると同時に松を主題とした作である。（よみ人知らず歌をはさんでいるが、四五五歌の袴着の作にすでに松が詠まれている。）次の良算詠（四六二）は御世長久を祈る述懐の歌で無季であるが、これ以下に四季の賀の作が続く。ここでも四六一歌がすでに「春」を詠んでいて、巧みな連関がうかがえる。公経詠（四六三）は「はるのはじめ」の歌、子日の松を詠む。頼家（四六四）、信家（四六五）の詠は

みかさやまの月

「翫新成桜花」を題として安穩の代をたたえている。次の道家から八首は、寛喜元年十一月女御入内屏風和歌中の作である。すなわち道家女躰子が後堀河天皇に入内する際に詠進されたものである。<sup>注9</sup>道家（四六六）、公経（四六七）、知家（四六八）、実氏（四六九）、道家（四七〇）、四七一、四七二、三首連続）、公経（四七三）と配列されているが、知家詠までが春賀（元日、柳、藤花）、実氏詠（山田早苗）が夏賀、道家詠から秋賀（鹿、月、田家）をそれぞれ主題とした構成になっている。概して一連の作は、例えば知家詠「はるひさくふちのしかげいろみえてありしにまさるやどのいけみづ」に代表されるように、躰子入内を祝いつつ往時に匹敵する道家一族の栄華を礼賛する内容で、また道家自身の作が四首入集しているが、どれも娘の入内を喜び、わが世に満足する歌となっている。次の実資詠（四七四）は「松むし」、紫式部詠（四七五）は、重陽の日、菊のきせ綿に託して倫子（道長妻）の長寿を祝う歌で、『紫式部日記』に作歌事情が記されている。<sup>注10</sup>元輔詠（四七六）は「きくのしらつゆ」、康資王母詠（四七七）は菊の霜を詠む。『康資王母家集』<sup>注11</sup>の詞書によると「きくのはなひさしといふ題を、うへの人々参りてよみしに」とある。次の長家詠（四七七）は「残菊映水」を題として「神な月のこるみぎはのしらぎく」と初冬を詠む。俊家（四七九）、伊房（四八〇）が承保三年十月二十四日の大井河行幸の際に詠んだ作が続く。十月下旬の行事であり「みゆき」は雪に通ずると思われるので冬賀とみる。公経詠（四八一）は再び寛喜元年十一月女御入内屏風和歌で、月次屏風の十一月にあたり「江辺寒芦鶴立」を題とする冬の歌である。以上の二十六首を一応四

季の賀の歌群としてくることが出来る(ただし、はじめの年代順の六首はよみ人しらず歌が無季であり、他は「松」を主題としておりひとつのグループに分けてみる事ができようが、子日の松に関連するものと解して同一群に考えておく)。

四八二歌は「泥絵屏風、石清水臨時祭」と詞書にある定家詠で、前歌と同じ女御入内屏風歌という点で、つながりが認められ、以下に大嘗会の主基歌と悠紀歌が時代順に並ぶ。匡房詠二首(四八三、四八四、承保元年、寛治元年)、永範詠(四八五、仁安三年)、家衡詠と頼資詠(四八六、四八七、貞応元年)。四八八歌は「いはくら山」を詠んだ屏風歌であるから、四八二歌からここまでをひとつの歌群とみる事が出来る。

四八九歌は長久を経た「みやどころ」を詠むよみ人知らず歌(『万葉集』卷十三、三三三二)、四九〇歌と四九一歌は、ともに延喜六年日本紀竟宴歌で、良相詠「としへたるふるきうきゞをすてねばぞさやけきひかりとをくきこゆる」は誉田天皇(応神天皇)を、忠平詠「つゝみをばとよらのみやにつきそめて世々をへぬれど水はもらさず」は豊御食炊屋姫天皇(推古天皇)を題にして詠む。「年経たる古き浮木…」とは枯野という船が朽ちて使いものにならなくなったのをたきぎとして燃やし、塩を得たが、一部が焼け残ったので、帝が琴を作ったところ、その音色がさやかに遠くまで響いたという故事に基づく。<sup>注12</sup>

『日本書紀』によれば応神天皇三十年の秋のことである。忠平詠も同様に『日本書紀』推古天皇十五年の冬に各地に溝池(灌漑用水路)を作った故事をふまえる。古代の天皇に対する讚美を並べている。巻軸

には緒兄が臣下の代表として忠勤の感慨を述べた作(四九二)に対して、返歌の形で聖武天皇の臣下に思いを寄せる詠(四九三)が配されている。賀部は理想的な君臣の贈答二首をもって結ばれている。なお、四九二歌は『万葉集』卷十七(三九二二)にみえ、四九三歌は同じく卷八(一六三八)にみえる。四八九歌以下をひとまとまりの歌群とみる。

賀部を概観すると、便宜的であるが、四つの歌群に大別できる。(1)四四三歌から四五五歌まで、(2)四五六歌から四八一歌まで、(3)四八二歌から四八八歌まで、(4)四八九歌から四九三歌までとなる。なお、(1)と(2)の間に「よみ人知らず」、(2)と(3)の間に定家、(3)と(4)の間に「よみ人知らず」が位置し、つなぎの役割(いわば区分の目安であり、(2)群の場合を四六一歌までで区分するとすれば、良算詠が境目となる)をになうと思われる。(1)群の中心は後述するが巻頭の四首にある。(2)は時代順、四季などを規準に構成されているが、根幹となるのは寛喜元年十一月の女御入内屏風和歌である。(3)は大嘗会和歌、(4)は古代の天皇の讚美で、巻軸では君臣両者の理想を示し、賀部の結びとなっている。賀部における前半部分と後半部分の相互関係が多少統一を欠いているようであり、勅撰集賀部の通例からみてそれだけ巻頭部分に特異性が見出されると思われる。

二

『新勅撰集』賀部の巻頭二首は次の通りである。新編国歌大観によ

つて掲げる。

貞永元年六月、きさいの宮の御方にてはじめて鶴契遯年といふ  
題を講ぜられ侍りけるに  
前関白

四三 つるの子の又やしはごのすゑまでもふるきためしをわが世とや見  
む

関白左大臣

四四 ひさかたのあまとぶつるのちぎりおきし千世のためしのけふにも  
あるかな

后宮、すなわち道家の女罇子（後の藻壁門院）方における和歌会  
で、前関白道家も関白左大臣教実も「鶴ひさしきよはひをちきる」

〔信実朝臣家集〕の詞書」という題にそって、九条家の長久の繁栄を  
謳歌したものである。諸注釈を斟酌して歌意をとると、道家詠は雲孫

の末までも生きながらえてわが世を長寿の旧例にしたいの意となり、  
教実詠は鶴が千年の齡を約束したという例も今日の長寿に思いあわせ

て知られることだの意で「あまとぶ鶴」は中宮の面影になぞらえてい  
ると思われる。右の二首について佐藤恒雄氏は、次のように論及して

注14。  
いる。

この二首は、天皇や上皇に奉った賀歌でもなく、また、ごく普通  
の算賀の歌でもない。専ら、外戚として顕栄を誇る自らの九条家  
への矜持と奢りを露わに謳った、異例とも称すべき内容をもつ賀  
の歌である。定家をしてこの歌を巻頭に配せしめたものは、例の  
三上皇の歌を切り出さねばならなかったと同じ外戚、ないしは政  
治的妥協であったに違いなく、必ずしも彼自身の文芸的理想に発

みかさやまの月

した措置ではなかったであろう。が、それはそれとして、「新勅撰  
集」を最初に企図し、事業の実質的な宰領者であった九条道家に  
対する、あまりにもあからさまな配慮が、この巻頭歌には顕われて  
いる。まさしく新勅撰の性格を反映した巻頭歌だといつてよい。

道家に対する「あまりにあからさまな配慮」が具体的にどのような  
ものであったかを、稿者なりにいまま少し検討してみたい。

この二首が貞永元年六月二十五日の初度中宮和歌御会の際の作であ  
ることは、『百練抄』『洞院撰政記』などが詞書を裏づけている。又、

『郁芳三言集』、『信実朝臣家集』に、それぞれ同じ時の範宗、信実の  
作がみえる。この六月二十五日の和歌会がどのような規模で行われた  
かの詳細は、『民経記』の五月十九日の条によって知ることができる。

以下に必要部分を引用する。  
注15。

於大殿京極中納言云 来月上旬、於中宮可有和歌御会云々、且追

寛弘、承暦勝躅、可詠赤人、貫之雅頌之由有風聞、序代事大納言  
内書之、其仁春宮、中宮兩大夫之間敷云々、若申子細者、黄門可

有御草敷之由有沙汰、又題者黄門敷、新藤中納言家光卿間敷之  
間、可被獻敷之由有沙汰、自昨日夕俄此儀出来云々大殿令致沙汰

給、歌人有沙汰、人数大殿殿下、内大臣、前内大臣通光、按察使  
兼宗、春宮大夫家嗣、中宮大夫通方、九条新大納言高実、京極中

納言定家、高倉中納言経通、藤中納言殿、新藤中納言家光、二位  
宰相経高、右兵衛督為家、前宮内卿家隆、三位知家、範宗、兵部

卿成実、殿上人前修理権大夫行能朝臣、左京権大夫信実朝臣、少  
将親氏、親季等朝臣、権弁光俊朝臣、少将通氏朝臣、藏人大進兼

高、予等云々、

『民経記』の記事によれば道家の選んだ参加歌人の顔ぶれは当時の歌壇の構成員をほとんど網羅し、定家、為家、家隆、知家、信実などが顔をそろえている。人数から言って、道家主催の歌壇的催しとしては規模の整ったものであらうと思われる。道家の意図を『民経記』は「風聞」としながら、「寛弘承暦の勝躰を追ふ」ことにあったと伝えている。寛弘の例は、道長が中宮彰子のところで開いた和歌会のことになるが、寛弘三年、四年、八年のそれぞれ正月二日あるいは三日にみえ、六年の十一月十五日にも中宮御所で小規模な和歌会が記録にみえる。いずれも、具体的な様子は不明であるが、『民経記』にあるような貞永元年の初度中宮和歌会の先例とは考えにくいように思われる。「承暦」(一〇七七—一〇八〇)の場合も同様で、そのような例をみつめることができない。ただし、承保二年(一〇七五)九月十七日中宮和歌会が行われている。<sup>注16</sup>中宮は師実の娘の賢子である。『水左記』の当日の条に次のようにある。

天晴、今日於中宮有和歌、題云、菊契週年、序題東宮学士匡房也、左相府以下上達部殿上人其数参会、入夜事了各退出

この時の題は「菊契週年」で貞永元年の題「鶴契週年」に類似するし、また、左相府師実が主導的な立場にあったようかがわかる(ただし関白になるのはこの年の十月以降)。序を大江匡房が書き、参加人数も相当の規模であったようである。あるいは、「承暦」は「承保」の誤りで、承保二年九月十七日の歌会を先例と考えることができるかと思われる。だとすると、いずれにしても道家は一条朝における

道長と彰子、白河朝における師実と賢子を自らの代、すなわち当代における道家と躰子に擬していたと思われるのである。結果的におそらくは師実をならうところがあつたのではないかと推測される。<sup>注17</sup>

### 三

こうした道家の意図を、道家父子の詠歌を賀部の巻頭に入集させたことで定家が十分に汲んでいたことが察せられる。さらにこの二首の並びには次の二首が配列されている。

寛治八年八月高陽院家歌合に、月歌

周防内侍

罌罌つねよりもみかさの山の月かげはひかりさしそふあめのしたかな

いはひの心をよめる

藤原行家朝臣

罌罌あめのしたひさしきみよのしるしにはみかさの山のさか木をぞさ

す

両首とも詞書に示すように、寛治八年(一〇九四)八月十九日に前関白師実(五十三才)が、高陽院邸において催した歌合での作品であり、四四五歌は、月の三番左(勝)、四四六歌は祝の五番右(持)の詠である。当歌合は五題各七番の計三十五番、女を左にした男女房歌合であり、仮名序に「宇治殿の永承に行はれたるをたづねて、思し企てさせ給ふなり。」とあるように、師実の父頼通が祐子内親王のために永承五年に催した歌合にならったものである(ここから後の勅撰集に入集した作は、三十三首を数え多くの歌学書などが本歌合について言及する)。撰関家がその伝統を重視しての催しであったことが注意

され、平安期の歌合史において「晴儀の歌合として、藤原氏摂関政治の最後を飾るものであった」と評価されている。<sup>注18</sup> 道家の時代においても歴史的にみて、価値ある歌壇的催しであったと思われる。このような二首の詠作の場が巻頭二首にうたわれた摂関家の繁栄を支えるに適當なものであり、ここでも道家の意図が十分反映していると考えられる。

四四五の詠について、日本古典全書『歌合集』<sup>注19</sup>は次のように注釈している。

「三笠の山の月影」は、春日神社が藤原氏の氏神であることを象徴してゐる。その月影がつねよりも天下に光さし添ふといふのであるから、藤原氏の威光が天下にあまねく行きわたるのを祝福した歌となつた。祝の歌、しかも藤原氏を祝福した歌が勝つことは永承四年内裏歌合以来不文律となつてゐた。

なおここで、藤原氏を祝福した歌が勝つことが永承四年内裏歌合以来不文律となつているという解説は、『俊頼髓脳』<sup>注20</sup>に載るところの次の事実によるかと思われる。

永承四年十一月九日の歌合によめる歌

左

能因法師

春日山いはねの松は君がためちとせのみかはよろづ世やへむ

右

資仲の弁

岩代のをのへの風に年ふれど松の緑はかはらざりけり

是を大二条殿と申し、関白殿のその座にさぶらはせ給ひて、未だ判者のさだめ申されぬさきに、春日とよまれたらむ歌はいかゞま

みかさやまの月

けむ、沙汰にも及ぶまじと申させ給ひければ、さる事とてまた沙汰する事もなくて勝ちにけり。藤氏の長者にて申させ給ひければ、めでたき事にてやみにけり。

また、『袋草紙』の下巻「判者骨法」<sup>注21</sup>の項に次のようにある。

永承四年歌合時、一番左右歌講畢後、内大臣殿<sup>家</sup>曰、春日と講歌ハ争可<sup>レ</sup>負哉云々。于<sup>レ</sup>時殿下<sup>守</sup>有<sup>レ</sup>甘心氣。仍無<sup>レ</sup>左右<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>左勝。歌曰、

かすがやまいはねのまつはきみがためちとせのみかはよろづよぞへむ

此後無<sup>レ</sup>止事<sup>レ</sup>神明を奉<sup>レ</sup>懸歌をバ定<sup>レ</sup>勝。左右共同詠つれば為<sup>レ</sup>持。且是勝劣依<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>恐敷。又寄<sup>レ</sup>祝たる歌をば不<sup>レ</sup>負云々。雖<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>此存<sup>レ</sup>誠秀逸之時定<sup>レ</sup>勝負<sup>レ</sup>常事也。

つまり永承四年の内裏歌合の一件以来、判者の作法としてやんごとなき神明にかかわる歌は勝にすることになったと説いているのである。高陽院家歌合の場合のみかさ山を詠み込んだ周防内侍の詠が勝つことは、いわば当然の理となつていたのであり、判者である経信も判詞において右歌の趣向に典拠を求めて批判を加えているのみで、周防内侍の左歌には何も触れていない。

又、日本古典文学大系『歌合集』<sup>注22</sup>は、「常よりも今夜こそは、特に御蓋の山に照る月の輝きがいや増すめでたい世の中ですよ」と口語訳し、『御蓋』『さす』『雨の下』『縁語』、『月かげ』『光さす』『天の下』縁語。互いに掛詞。御蓋山の月に掛けて摂関藤原氏の栄えを祝う。」と注をつけている。

行家詠の内容は、御蓋山の榊を挿頭にして長久の君が代の象徴とするということであり、前歌と同様に撰撰藤原氏の栄光を祝う心を詠んだものと解釈できる。

以上のように二首を理解して『新勅撰集』賀部の巻頭部分をながめると、道家父子の巻頭二首に示唆される並びない九条家の威光を、次に配される二首が祝福する構造として把握することができると思われる。<sup>注23</sup>いま、道家の権威はいよいよ光をますみかさ山の月光であり、長久の君が代を象徴するみかさ山の榊なのである。

#### 四

承久の乱後の歌壇は家隆や基家のグループによってささやかに活動が始められ、一方、定家周辺に集まる歌人たちの和歌連歌の会などがみられる程度であった。『新勅撰集』の撰集企画を契機に道家の主催する歌壇的行事が多くなる。『新勅撰集』成立前の歌壇活動の中心は道家であったと言えるのである。定家に勅撰集撰進の下令があった貞永元年六月十三日以降、同年十月二日、序文と目録の奏進までの間に次のような行事が挙げられる。

- 。六月二十日、道家家歌会（『洞院撰政記』）
- 。六月二十五日、中宮初度和歌会（『民経記』など）
- 。七月二日、道家家歌会、兼日および当座（『民経記』など）
- 。七月十一日、道家家七首歌合および当座歌会（『民経記』など）
- 。七月、道家家十首歌合（『群書類従』など）

。七月中、道家家三首歌会<sup>注24</sup>（『郁芳三品集』『壬二集』『為家集』など）

。八月六日、道家家歌会（『民経記』など）

。八月十五日、道家家十五夜歌合（『群書類従』など）

また、貞永元年中に『洞院撰政家百首』が成立している。<sup>注25</sup>一応、教実主催の形式になっているが、経緯をみると道家の意志のもとに行われたと思われる。

これらの行事に参加したメンバーに、『新勅撰集』の当代歌人たちはおおそ限られるのである。<sup>注26</sup>道家が歌壇の活発化をはかり、全ての催しで指導的立場にいたのが定家であった。なかでも、貞永元年八月十五日に道家邸にて行われた十五夜歌合は、『新勅撰集』の撰集資料となった歌合のうちで最も新しいものであるが、<sup>注27</sup>「みかさ山の月」を詠じた作が数首みえ、当時の歌壇のあり方の一面がうかがえるので以下に取り挙げて少しく検討する。参加者は二十二名で「名所月」の一題、三首ずつの三十三番歌合で、判者は定家がつとめている。「みかさ山の月」を詠み込んだ作は次の通りである。<sup>注28</sup>頭に便宜的な通し番号を付す。

- (1) みかさやまふりさけみれば榊葉のいやとしのはに月はすむらし  
（一番左勝、道家）
- (2) いづくにもふりさけいまやみかさやまもろこしかけていつる月  
かげ（五番右勝、家長）
- (3) くもりなき月はみかさのやまの端にあきのなかばのかけをさし  
そふ（七番右勝、下野）



(4) みかさやま千世のひかりをさしそへてくもゐをてらすあきの夜の月(八番左勝、親季)

(5) 代をてらすみかさのやまのあきの月たかきむかしのあともをよばじ(十三番左勝、定家)

(6) いくめぐり秋のこよひをちぎるらむみかさのやまをいつる月かげ(三十番右勝、兼康)

次の一首は「春日山」であるが、同様の例とみなして付け加える。  
(7) 春日やま嶺のさか木ばときはなる御代のひかりも月に見えつつ

(二十六番左勝、行能)

二十二名のうち六名の作者(春日山も含めれば七名)が「みかさ山」をとりあげている。他には、明石が六首(ただし、明石の戸が一首、明石瀉が三首、明石の浦が二首)、住の江が三首、宮城野が三首、須磨の浦が三首、立田河が二首、みもすそ河が二首など、歌合中に合計四十六の月の名所が詠まれているが、「みかさ山」を詠んだ作が最多数を占めている。しかも数度にわたり詠まれていて、そのすべての作が勝となっている例は他にない。明石の場合、勝一負四持一、住の江は勝一負一持一、宮城野は勝一負二、須磨は勝二負一という具合である。「みかさ山」の詠歌は必ず勝となるという前述したような永承の頃から不文律が生きていることがわかる。

次に(1)~(7)の七首の作を具体的に吟味する。(1)は道家作で一番左という歌合の最初に位置している。『百人一首』などに採歌されて著名な『古今集』の次の歌を本歌としている。

天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも(巻九羈

みかさやまの月

旅、四〇六、安倍仲磨<sup>注20</sup>

みかさ山を振り仰ぐと、麓にある春日の社の榊葉が繁茂するように、ますます年ごとに月は光を増し澄みわたることだろうという意味だと思われる。「榊葉」は神楽歌によく用いられるが、「榊葉は神の御前にしげりあひけり」(『古今集』一〇七四)「霜八たびおけど枯れせぬ榊葉の立ちさかゆ」(『古今集』一〇七五)「おくしにも色もかはらぬさかきば」(『新古今集』一八六九)の用例を引くまでもなく、いよいよ繁榮するものの象徴である。さらに、判詞に「榊葉のいやとしのは姿詞非<sup>レ</sup>凡俗之所<sup>レ</sup>及之由各一同申」とあるように、縁語と掛詞を駆使したところに表現の巧みさが認められる。『新勅撰集』賀部の巻頭においてみたと同じく、「みかさ山の月」を九条家の威光に見立てるということが、同座の歌人たちの共通認識の上に詠歌されたものであると考えて支障はないだろう。判詞も右歌についての難陳を記して後「左非<sup>レ</sup>同日論<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>勝」と断言している。(2)歌も(1)歌と同様の古今歌を本歌としていると思われる。判詞は「名たかの浦の秋風情おかしく侍れどふりさけ今や三笠山唐かけてといへる漢家本朝をかけて月影さらぬ所なくつかふまつる由満座褒美為<sup>レ</sup>勝」とあり、右歌に詠みこまれた名高の浦の風情の如何によらず、満座の指示を受けて、異国のへだてなく仰ぎみるみかさ山の月を賞賛している一首が勝となっている。誇張的にすぎる内容であっても、みかさ山の月、すなわち九条家の權威の前に他所の月は光を失ってしまうかに思われる。(3)歌の場合、番いの左歌は「おとこ山秋のなかはの法には月はこよひの光のみかは」、判詞は「放生会今夜の儀、嚴重に聞え侍るを、くもりなき月を

みかさの秋のなかばの影をさし添ける心も其ゆへ侍るべし、歌のさまも宜き由各申て勝とす」で、石清水八幡での放生会の嚴重さも、みかさ山を出た満月の光には勝てないのである。(4)歌に対する判詞は「しほくむ海人の袖の浦浪殊によく聞え侍れど三笠の山のちよの光雲るをてらす月不及是非為勝」。右歌に詠まれた「しほくむ海人の袖」にやどる月の風情が特別に「よろし」であつても、千代の光をさしそえて雲居を照らすみかさ山の月とあらそうことは問題外のことである。(5)歌は判者定家の作であるが、判詞は次のように記されている。

左歌偏に勝負の事を思ひてよめるによりて照月なみになれて年ふる宇治の橋姫心苦しく聞え侍き。但今よりのち今夜の勝負よみならひて詠社名假神威事殊可停止之由被仰

みかさ山の月を詠み込む作品は負になることがないという予想のもとに作歌された詠で、番わされた作に対して気の毒なことだと、定家は自らの詠について陳述している。それに対して、道家が今後は今夜の例をまねて神社名を詠み込んで神威にたよるのは止めるように述べたとある。道家の言う神威が、広く神社一般の威嚴の意にもとれ、または春日神社この場合、撰関家、氏長者である九条家を指すところの、權威に限定してのこととも解することができる。定家詠がみかさ山を詠んでいるだけに、いずれにしても後者の意識があつたであろうと思われ、道家が自分に対するあからさまな配慮に意見したことにもなるが、真意は明瞭ではない。道家の見解がどうであれ、定家は自己の作歌態度についての引け目から、あるいは自歌に対する謙遜を含め

てこのような判詞を記したと考えられる。同歌合の二十四番に、やはり定家自身の詠んだ左歌「月影は秋のよながく住のえのいくちとせにかあひ生の松」と右歌(高倉の作)「里はあれて伏見の秋をきてとへば月こそやどれ浅ぢふの露」に対して次のように判じている。

住江月又雖募神社之威伏見秋殊入幽玄之境仍為勝

二十四番左の定家自身の作も再び「神社の威」をもとめて詠作しているが、今回は右歌が幽玄の境に入るような秀作であるから、右を勝とすると、(5)歌(十三番)の勝を弁解する如き判詞に読みとることができる。しかし、定家がここで、「神社の威」をかりた自作を否定しているとしても、作中で詠まれているのは「住の江の月」であつて「みかさ山の月」ではないので、実際には(5)歌の詠歌姿勢を取り消したことにはならない。(6)歌は三十番であるが「右歌尤宜為勝」という短い判詞を記すだけで依然として「みかさ山」を詠み込む祝意のこもった作の勝は動かないのである。(7)歌について、判詞を挙げると「峯の神葉御代の光尤足称美かたぶく月浪間の影もとより非各別事歎以左為勝」とある。(7)歌は(1)歌を参考にして同様に解釈できると思われるが、祝賀の意が濃厚な作であることに相違ない。

以上のように、貞永元年八月十五日に、「新勅撰集」の撰集作業が行われつつあつたところであるが、九条道家邸で開催された「名所月」を題とする歌合において、みかさ山の月を詠んだ作について考察してきた。前述の「新勅撰集」賀部の場合と同じく、みかさ山の月に九条家の栄光が象徴されていることが確認でき、かつそのことが当時の歌人たちにとって共通の評価をもつものであつたことを知り得たと思わ

れる。

## おわり

道家の栄華について『増鏡』は次のように記している。

この程は光明峯寺殿道家又関白にておはする。この御むすめ女御にまいる給。世の中めでたく花やかなり。(中略)今の女御もやがて后だちあり。藤壺わたり今めかしく住みなし給へり。御はらからの姫君も、かたちよくおはする、ひきこめがたしとて、内侍のかみになしたてまつり給。同じ三年七月、関白をば御太郎教実の大臣に譲りきこえ給て、わが御身は大殿とて后宮の御親なれば、思ひなしもやん事なきに、御子どもさへいみじう栄へ給さま、ためしなきほどなり。あづまの將軍、山座主、三井寺長吏、山階寺の別当、仁和寺の御室、みなこの殿の君だちにておはすれば、すべて、天下はさながらまじる人すくなく見えたり。いとよそほしく重くしげにて、内の御宿直所などに、つねはうちとけさぶらひ給へば、関白殿、つき／＼の御子どもも大臣などにて、たちかはり御前に絶えず物し給て、世の政事などきこえ給。北の方は公経の大臣の御女なれば、まして世の重くなびき奉るさま、やんごとなし。(『藤衣』<sup>注30</sup>)

『増鏡』の叙述をみると、当時の九条道家がまれにみる栄えの絶頂期にあったことを十分に示しているが、さらに歌壇での道家の存在を勘案すれば、すでに論じたように、道家たち九条家一族の繁栄する様

みかさやまの月

を詠歌の中で、みかさ山の月に見立てて称賛することがあったとしても、その事情は容易に理解されると思われる。みかさ山は藤原氏の祖をまつる春日神社のある山であり、古来、月の名所として多くの歌に詠まれている。<sup>注31</sup>また歌合においては、必ず勝になるという不文律ができていたほどみかさ山の月を詠み込んだ作が尊重されている。とくに、道家が栄華を誇った貞永期には、こうした傾向が顕著であったと指摘でき、それは道家の権威を賞賛する歌壇における共通の認識であったと考えられる。要するに、撰関家(九条家)に主導されていた貞永期歌壇のあり方を示唆するものであると思われる。

なお、みかさ山の月を詠む時の本歌の一つとみられる「天の原ふりさけみれば……」について付言すると、安倍仲磨の作として『古今集』に入集し、ひろく愛誦され、伝統的に評価されていた秀歌ではあるが、定家が『百人一首』にあらためて選び入れるに<sup>注32</sup>あたり、当時の歌壇における一首の評価の実状が感慨としてあったに違いないと憶測されるのである。

### 〔注〕

- 1 日本歌学大系、別巻三、『八雲御抄』巻第五名所部、三九五頁。
- 2 日本歌学大系、別巻五『顕注密勘抄』一八五頁。
- 3 例えば、『明題部類抄』巻第三、百首題によれば、次のような九条家四代の百首がみえる。兼実の治承百首、良経の建久四年秋百首(六百番歌合)、道家の建保三年百首、教実の貞永元年四月百首である。『校本洞院撰政家百首とその研究』(片野達郎、安井久善著、桜楓社) 研究篇参照。
- 4 前者の説は弄花軒祖能の『新勅撰和歌集抄』(寛政十一年刊)に、後者は北村季吟の『新勅撰和歌集口実』(北村季吟古註釈集成40による)、梅

- 水堂正路の『新勅撰和歌集抄』（書陵部蔵、鷹一四二）などにみえる。『新勅撰集』の注を参考するにあたり、大取一馬氏『新勅撰和歌集』研究史序説（『高野山大学国語国文』第三号、昭和五十一年二月）、長谷完治氏「梅月堂宣阿と『新勅撰抄』」（『万葉・その後』昭和五十五年五月）などを参照した。
- 5 『実方中将集』（私家集大成1、実方II書陵部蔵）には詞書に「かすみにてよめる」（「かすみ」は「かすが」のことか）とあり、「枝かはすかすかのゝへのひめこまついのこゝろはかみそしるらむ」（三八）とある。日本古典文学大系（岩波書店）『竹取物語 伊勢物語 大和物語』二四八頁（三十六段）。
- 7 年代順は『新勅撰集』における配列上の基本意識である。山下三十鈴氏「新勅撰和歌集の構成」（『古今新古今とその周辺』大学堂書店）参照。なお四五六歌は出典未詳。
- 8 私家集大成3、『長方集』（書陵部蔵）一八四。  
この女御入内屏風は正月の「京華人家元日」より十二月の「歳暮山辺民家」に至る各月三題計三十六題と、泥絵屏風の題二題とを合せた三十八題のもとに、道家（樽子の父）、公経（樽子の母方の祖父）、実氏（公経の子）、定家、為家、家隆、知家（定家の推挙）の七人（三人の肉親と四人の専門歌人）の出詠者が各題一首ずつを詠進し、のちに各題一首計三十八首が選定されたもので、『新勅撰集』に二十四首が入集している。なお、賀部の九首のうち屏風歌として選定されなかったのは、四七一歌（道家）と四七五歌（公経）の二首で、残りはずべて屏風歌である。樋口芳麻呂氏「寛喜元年女御入内屏風和歌とその考察」（『愛知学芸大学研究報告』第九輯、昭和三十五年三月）参照。
- 10 日本古典文学大系（岩波書店）『枕草子 紫式部日記』四四六頁。  
私家集大成2、『康資王母家集』（龍谷大学蔵『四十人集』）二八。  
12 『新勅撰和歌集口実』などは、良相詠の四句「さやけきひかり」が「さやけきひびき」の誤りかとみている。
- 13 季吟の『新勅撰和歌集口実』には道家詠について「下句は玄孫雲孫の末まで我世に存命（まこと）て古き例（よ）とならん（な）の心也」と注する。正路の『新勅撰和歌集抄』は、道家詠について「歌の心はむかしより長寿をえたる人のこゝとく我もいまのよふりて鶴の子やしは子のすゑまでも我すゑの世とみえて長寿をたまたんといふ也」、教実詠について「哥の心は天飛鶴のちとせをかけてよはひをのふる例（よ）もけふの雅筵長寿の人におもひあはせてしらるゝ也」とある。祖能の『新勅撰和歌集抄』は道家詠について「哥意は鶴は齡の長き物なるに其やしは子の末までも終るといひかけてかゝる長寿の旧例には誰も我世を見んとの義也」、教実詠について「鶴は千年の齡といへは其千年のよはひを契りけるけふにもある哉と也。詞書に照して見るへし。一二句は鶴の空を飛義にて即中宮の雲に上りたまふ句ひと成べし」とある。
- 14 「続後撰集の当代的性格」（『国語国文』第三七卷第三号、昭和四十三年三月）  
15 大日本史料第五編之七所引のものによる。  
16 増補「史料大成」8をテキストにする。  
17 ただし、例えば、樽子の入内は寛喜元年十一月十六日庚辰の日に行われたが、道長の女、彰子が長保元年十一月朔日庚辰の日に入内した吉例にならうものである。また、名子喜久雄氏「新勅撰集賀巻の一性格」（『語学文学』第十七号、昭和五十四年三月）は、道家詠（四四三）の解釈に関して前掲の『民経記』の記事を示し、「ふるきためし」が王朝の盛儀で御堂関白道長の繁栄の礎となった上東門院彰子の入内や、同じく王朝の和歌行事の範であった承暦内裏歌合であったことがうかがえる。」と述べている。
- 18 平安朝歌合大成五、二二七 嘉保元年八月十九日前関白師実歌合」解説（史的評価の項）。
- 19 峯岸義秋氏校註、「高陽院七首歌合」、一八七頁。  
20 日本歌学大系、第一巻、一六二頁。『袖中抄』が、『俊頼髓脳』をそのまま引用している（日本歌学大系、別巻二、二七一頁）。また「和歌重蒙抄」も同様の話に言及している（同第一巻、三八八頁）。

21 日本歌学大系、第二巻、一〇六頁。「八雲御抄」もほぼ同様のことを次のように記している。

祝歌は勝也。神社ノ名を詠（ズル）又同。（中略）永承四年歌合一番、かすが山とよめり。于時大一条関白（曰、「いかでか負べき」とて、無<sub>レ</sub>左右<sub>一</sub>勝と定。宇治関白有<sub>レ</sub>甘心氣。非<sub>レ</sub>判者、非<sub>レ</sub>歌人<sub>一</sub>とも、以<sub>レ</sub>對酌<sub>一</sub>稱<sub>レ</sub>之。

なお、大一条殿は教通、宇治殿は頼通である。

22 古代篇 萩谷朴氏校注。「十九」嘉保元年八月十九日前関白師実歌合」二三〇頁。

なお、周防内侍詠の注として「新勅撰和歌集口実」には「宇治の関白は藤原氏長者なれば春日山にそへて威光を天下に顕したまふ心を説り」とある。

24 七月二日の歌会あるいは十一日の当座歌会と同一の可能性があると思われる。『民経記』七月二日の条に「大殿有和歌御会、殿下御座云々、歌仙等新加入々参入、先被講兼日題新加入次有当座御会云々」、また十一日の条には「先兼日和歌題七首、可有哥合云々、左右各相分著座、京極納言於当座可付勝負云々、其後又出題、可有当座御会云々」とある。

25 寛喜二年六月始めに計画があり、貞永元年九月に完成をみたといわれる。久保田淳氏「為家と光俊」（『国語と国文学』三五巻、昭和三年五月）。

参加メンバーを表にすると次のようになる。全参加者がほぼ明らかでない行事、洞院撰政家百首（A）、中宮和歌会（B）、道家十首歌合（C）、道家十五夜歌合（D）について調査。○は出席、×は欠席で、歌人名の下の数字は『新勅撰集』入集歌数。

歌人名	A	B	C	D	歌人名	A	B	C	D
家隆	○	○	○	○	有長	○	○	○	○
公経	○	○	○	○	頼資	○	○	○	○
道家	○	○	○	○	隆祐	○	○	○	○
道家	○	○	○	○	民部卿典侍	○	○	○	○
実氏	○	○	○	○	2	○	○	○	○

みかさやまの月

定家 15  
八条院高倉 13  
知家 12  
教実 10  
信実 10  
行家 9  
行能 8  
俊成 8  
為家 6  
範宗 6  
中宮少将 6  
兼宗 5  
通光 4  
光俊 4  
中宮但馬 4  
頼氏 4  
資季 4  
成実 3

伊平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
方高	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通基	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
親季	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家光	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高氏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
親氏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通光	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経光	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有清	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知宗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼宗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
成実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〔注記〕 Aは書陵部本目録の二十二名に「明月記」記事、勅撰集入集などにより有長、伊平、親季を加えた。Bは『民経記』による。C、Dは群書類従本によるが、Cにおける「良実」とあるのは道家、「忠俊」とあるのは教実のことであり、Dにおける「女房」は道家、「実持」は実氏のことである。

27 七月三首会 範宗、家隆、為家など。  
八月六日 定家、為家、行能、信実、家長、家清。  
樋口芳麻呂氏「新勅撰和歌集と歌合」（『国語国文学報』第七集、昭和三月）

六月二日 定家、為家、行家、行能、有長など。  
七月十一日 定家、家隆、行能、信実、光俊、範宗、知宗、有長、下野、中宮少将、家俊。

三年二月) 参照。

28 群書類従本により、適宜に通読しやすい形に改めて掲載する。また、内閣文庫本、神宮文庫本を参考にした。

29 この歌について小川環樹氏「三笠の山に出でし月かも」(『図書』昭和四二年九月号) は次のように論じている。

「続日本記」の(中略)宝龜八年(七七七年)二月戊子の条で、遣唐使らが春日山の下で天神地祇を拜したとあることである。このときの遣唐副使小野の石根らは前年ひとたび出発したが、風波のため吹きもどされたので、「重ねて祭祀を修した」という。これは遣唐使が出かける前にいつも春日山で神に祈る慣例であったのではなからうか。同じ記事は他の遣唐使の場合には見えないようであるが、右のように解してよいのではなからうか。とすると、仲麻呂のうたの「春日なる三笠の山」も、ただ奈良の都の東に在って、かれが幼時、見なれた山というだけではない。かれは明州で月光をながめつつ、故郷を思い、そして、三十数年前、出発にさきだつて祈願をこめた春日の神のことを憶い起し、心ひそかに、このたびの渡海にも神助あれかしと祈ったのではないであらうか。

右の通りだとすると、仲麻呂詠にも当初から春日の神に祈る心情がこめられていることになる。

30 日本古典文学大系(岩波書店)『神皇正統記 増鏡』二八五頁。引用に際しては便宜上、注などをはぶいた。

31 『平安和歌歌枕地名索引』(片桐洋一監修、ひめまつりの会編、大学堂書店)によると、「みかさ山」「みかさの山」の項に二〇三首がみえ、うち「月」を詠んだ作は四〇首を数える。

32 例えば、他の秀歌選をみると、公任の『和漢朗詠集』、『金玉集』、『深窓秘抄』に選歌され、俊成の『古来風体抄』にもみえ、定家も『二代集』、『秀歌大体』にも選んでいる。有吉保氏「小倉百人一首の世界」(『国文学 解釈と鑑賞』(昭和五一年六月号) 参照。

33 『百人一首』の成立については、『百人秀歌』との関係などから論議があ

るが、小稿は、定家の選と認め、文暦二年五月二十七日に定家が蓮生に請われ染筆して送った色紙形を成書したものが『百人秀歌』であり、その後これをもとにして改訂されたものが『百人一首』だとする立場に立ち、いずれにしても文暦二年三月十二日の『新勅撰集』撰集の完了直後に、『百人一首』は選歌されたものと考ええる。